

# 兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第8号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税務課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の施行により、地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合の経過措置が講じられることに伴い、兵庫県税条例等の一部を改正する条例においても同様の措置を講ずる等所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第28号

#### 兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成23年4月1日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日」に改め、同項第1号中「平成23年6月1日」を「改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項第2号中「平成24年1月1日」を「改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日」を「改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項第4号中「平成25年1月1日」を「改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第1条中兵庫県税条例附則第10条の次に1条を加える改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）の施行の日

附則に次の1項を加える。

（この条例の施行の日が平成23年4月1日後となる場合における経過措置）

11 この条例の施行の日が平成23年4月1日後となる場合におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの条例の円滑な施行に関し必要な経過措置については、改正法附則第19条の2の政令の例による。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。